

令和2年4月28日

組合員各位 殿

本日六回目の労協を行い、以下の通りとなりましたのでお知らせ致します。

1. 4/1～4/30 の給与計算について

当初の会社側提示内容

基本給を含め月間税抜売上 40万円未満は部率 40%を支給

↓

4/25 に組合として最低でも部率 46%を要求

↓

4/28 最終回答

基本給を含め月間税抜売上 45万円未満は部率 50%を支給

※5月も同様の予定

2. 休業について

基本的に緊急事態宣言期間中に休業が可能

但し一ヶ月に休業出来る日数は

日勤者 24乗務の内 6乗務分まで休業手当支給

隔勤者 12乗務の内 3乗務分まで休業手当支給

※上記休業日数を越えた場合は欠勤扱い

3. 休業手当について

まだ確定ではありませんが基本的に 1月～3月の支給額合計を暦数で割った金額の 60%

4. 休車について

任意保険料、自賠責保険料、車検にかかる費用等の経費削減で概ね 2～3割の車両を 9月末まで休車する計画があります。

以上、4/28 の労協内容をご報告致します。

金港交通労働組合

執行委員長・吉川一房